

デジタル時代における著作権制度・関連政策に関する委員等からの指摘を踏まえた 論点と検討の方向性(案)

(※これまでのタスクフォース会合等において委員等から指摘のあった事項を幅広くまとめたもの)

1. 全体

- ① コンテンツの複製、改変、編集、拡散が容易となる中で、知的財産は使われることによってその価値が上がっていくという視点と、利用のされ方に関する著作者等の意思を尊重するという視点の両立をどのように図るべきか。
- ② 保護すべき権利は保護し、保護しなくてもいい権利は保護しないというメリハリをどのようにつけることができるか。どのような場合に黙示的に利用が許諾されていると考えてよいか。
→基本的な考え方として、ソフトロー(意思表示ツールやガイドライン等)や技術の活用を含めたあらゆる利用円滑化方策を、権利者の意思の尊重と両立させる形で、利用場面に応じて講じることが重要ではないか。
- ③ 当事者間のルール形成を促す方策として何が考えられるか。当事者間のルール形成がうまく進まない場合に、どのような解決策が考えられるか。
→(必要に応じて国が仲介役となる)権利者と利用者間での協議の場の設定、ガイドライン形成、裁定制度の活用等が考えられないか。
- ④ コロナをきっかけに、特にデジタル・コンテンツの流通円滑化の必要性が高まっているが、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の側面から著作権制度の在り方をどのように見直すべきか。
→アナログ・リアルで行うのと権利者の利益に与える影響という点において同等の行為にもかかわらず、デジタル・ネットを利用する場合には個別許諾が必要となる、という著作権法上の「ずれ」(伝送路などの形式面と、権利者への影響などの実質面でのずれ)について、権利者の利益を不当に害しないことを前提に、可能な限り解消してはどうか。
→後述の投稿サイトやライブエンタメ・放送番組等の配信等の新たな利用分野におけるニーズへの対応策を整理することが必要。
- ⑤ 多数の著作物等の利用の円滑化を可能とする権利処理手法は何か。集中管理が発達していない分野について、どのような方策が考えられるか。
- ⑥ 集中管理団体による管理の対象となっていないノン・メンバー問題の解決策として、一定

の組織率が確保できる場合に、拡大集中許諾は有効な手段となり得るか。集中管理団体に管理を委託していない権利者の著作物等を団体が管理する正当化根拠は何か。公益性を有する一定の利用場面においては、ノン・メンバーについて補償金請求権化し、集中管理団体が一括して権利行使すること(混合型)で、拡大集中許諾と同様の効果を得ることはできるか。

- ⑦ 拡大集中許諾は新たな利用方法についても集中管理団体と利用者間の交渉に委ねることで、相対的に市場原理が働く柔軟な解決を図るものであるが、補償金付権利制限や混合型によっても同様の効果は見込めるか。
- ⑧ 一定の場面において補償金付権利制限を選択肢とする場合に、これを幅広く活用可能にするためには、どのような法的正当化論理構成や仕組みの工夫が必要となるか。
- ⑨ 特に、映像分野のデジタル・コンテンツの円滑な権利処理を通じたコンテンツ流通量拡大を図ることは、現下の技術革新、デジタル・エコノミーの進展、コンテンツを取り巻く環境変化から重要と考えられるが、拡大集中許諾や補償金付権利制限、混合型はその有効な促進手段となり得るか。
- ⑩ 円滑な権利処理と権利者の意思の反映を両立させるため、オプトアウトできる補償金付権利制限の活用は考えられるか。また、拡大集中許諾を正当化する上でオプトアウトの手続を明確に組み込むことは意義があるか。
 - ライブ・エンタテインメントや放送番組、配信オリジナル番組の配信にあたって、楽曲、原盤、映像実演等についてノン・メンバー問題や権利者の検索に係る問題が指摘されているが、拡大集中許諾/補償金付権利制限/集中管理との混合型は解決策になり得るか(資料 2-1, 2-2 参照)。これら以外の方策により、集中管理を促進できないか。
 - 権利者不明の場合の課題については、後述の裁定制度の見直しによる対応は考えられるか。
- ⑪ 利用円滑化のためには集中管理団体等に権利者情報が集約されることが重要だが、権利者情報のデータベース化を進めるためには如何なる手法があるか。
 - 文化庁の音楽分野における権利情報集約等に向けた実証事業を受けた統合データベースの活用が考えられるのではないか。
 - 文化庁の実証事業の成果を音楽以外の分野にどのように広めることができるか。
- ⑫ 過去のコンテンツの利用における課題である権利者不明著作物・実演等の利用の円滑化を可能とする権利処理手法は何か。現状の裁定制度の改善策として何が考えられるか。裁定制度と集中管理を組み合わせた仕組みは選択肢として考えられるか。この問題に関しても、拡大集中許諾や補償金付権利制限、混合型は選択肢になり得るか。

→裁定制度の抜本的な見直し(行政関与なし、集中管理団体の有効活用、事前供託なし、要件の緩和)を図れないか。

→拡大集中許諾/補償金付権利制限/集中管理との混合型は解決策になり得るか(資料 2-1, 2-2 参照)(再掲)。

- ⑬ 著作物等の利用に当たって可能な限り適切な対価が著作者等に還元されることをどのように促すことができるか(前提として利用状況に関する情報が権利者に適切に提供される必要がある)。例えば下請法等による規律は有効か。

→取引の適正化に資する各種ガイドラインのさらなる周知や活用が必要ではないか。

2. UGC、n次創作関係

- ① いわゆる UGC の中には、第三者の著作物等を全く利用していないものから、第三者の著作物等を利用する程度が大きいものまで、様々な形態のものが見られるが、これらの著作物等について利用の可否や条件に関する権利者の意思をどのように確認しやすくできるか。どのようなものが引用により認められるか。

→コンテンツホルダーが利用しやすい意思表示ツールやガイドラインの整備・普及等を図れないか。その際、投稿サイト等のプラットフォームと連携できないか。

- ② プラットフォームと集中管理団体等権利者との間の契約により利用が認められている著作物等や、プラットフォームに権利処理条件が登録されている第三者の著作物等を利用してUGCを創出する場合は、著作権侵害にあたらぬが、それ以外の場合は著作権侵害になりうる。投稿サイト等のユーザによる軽微な利用行為をどのようにとらえるか(刑事罰の対象範囲など)。拡大集中許諾や補償金付権利制限は解決策になり得るか。なり得るとすれば、どのような法的正当化の論理構成や細部設計が必要か。

→軽微な利用であるものの形式的には著作権侵害にあたる場合に、権利者の意思を尊重しつつ、利用の萎縮をまねかないことはできないか。

→拡大集中許諾/補償金付権利制限/集中管理との混合型は解決策になり得るか(資料 2-1, 2-2 参照)(再掲)

- ③ 投稿サイト等プラットフォーム事業運営と権利者への対価還元を円滑化するため、どのような方策が考えられるか。

- ④ 投稿サイト事業者等プラットフォームが、利用者に代わって、権利処理や対価還元を行う機能を果たすことは意義があるか。このような役割をプラットフォームが果たすことが、か

えって新規参入障壁となるか。新たなプラットフォームの成長を促す観点から、どのような方策が考えられるか。

→例えば、投稿サイト等における利用状況の把握方法、投稿者への情報提供・啓発、海外も見据えた権利処理枠組、小規模配信事業者に対する支援、著作権使用料の算定方法等に係る課題について、権利者や投稿サイト等のプラットフォームの要請に応じ、協議の場を設定してはどうか。

- ⑤ 競争政策の観点からは、どのような方策が考えられるか。情報の非対称性の問題を解決するため、例えばコンテンツ流通に関する収入、コンテンツの利用状況、対価還元に関する基準、苦情等への対応について公表を促し、透明化を図ることは有益か。

→引き続き検討。

3. ライブエンタテインメントや放送番組等のインターネット配信関係

- ① インターネット配信に関する国内外における権利処理を円滑に行う方策（文化審議会において検討中の放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化についての方策を除く）は何か。集中管理されていないノンメンバーの楽曲や原盤、レコード実演のほか、権利者不明のものについてはどのような方策が考えられるか。

→拡大集中許諾/補償金付権利制限/集中管理との混合型は解決策になり得るか（資料2-1, 2-2参照）。これら以外の方策により、集中管理を促進できないか。（再掲）

→権利者不明の場合の課題については、上述の裁定制度の見直しによる対応は考えられるか。（再掲）

- ② 放送番組の公衆伝達（飲食店のテレビで放送番組を流す等）が無許諾無償で許容される場合に、インターネット配信映像についても同様に流したいという需要について、権利者の利益保護とのバランスの観点も踏まえつつ、どのような対応が考えられるか。

→アナログ・リアルにおいて同等の行為にもかかわらずデジタル・ネット利用の場合に許諾が必要となる著作権法上の「ずれ」について、権利者の利益を不当に害しないことを前提に解消してはどうか。（再掲）